

[午後 1 時 3 0 分 開会]

- 司会 八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

公益代表でありました大竹明臣様が、6月30日をもちまして当運営協議会委員を辞任されました。その後任として、高橋邦尚様に被用者保険等保険者代表委員として委嘱状を交付いたします。

本日は、市長が公務のため、市民生活部長より委嘱状を交付させていただきます。

- 部長 委嘱状、高橋邦尚様。八戸市国民健康保険運営協議会の委員を委嘱します。期間、平成20年7月24日から平成22年3月31日までとします。八戸市長、小林眞。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 司会 本日の出席委員は17名で、欠席委員は公益代表上条委員でございます。本日は、委員の過半数が出席しており、かつ各代表委員が1名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

ここで、お手持ちの資料を確認させていただきます。

資料1、2につきましては、案内と一緒に事前に送付させていただいておりますので、今日ご用意している資料は、資料3-1、3-2、4、参考資料1から6、パンフレット類4種類でございます。

それでは、坂本会長、よろしくお願いいたします。

- 会長 それでは、会議に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

運協委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

今日の案件は、既に皆様のお手元に郵送してございますように、主なものは平成19年度の運営協議会、国保の特別会計でございますが、その決算状況がまとまったということでもありますので、その報告・審議でございます。

それから、ジェネリック医薬品の利用というようなことと、それから制度改正がございます。国保の制度改正、それから後期高齢者というふうなことで、新聞ではまた大きく見直すというふうなことも載っておりますが、それについて説明を受けて協議をしてまいりたいと思います。

この国民健康保険というのは、皆保険医療保険制度の中核をなすものでございまして、八戸市民の25万人、あるいは11万世帯を考えますときに、世帯数においても人口においても、国民健康保険に加入していただいております皆様が、それぞれ4割から45%ぐらいになっているという状況から考えますと、皆保険医療保険制度の中核は、中心は、この国民健康保険であるということは間違いのないわけでありまして。医療費からいっても、それが裏付けられています。そういうことからいって、市民の安全な医療、そして安心の医療体制を確保していくには、この国保が一番大事なものでございますので、その委員を皆様をお願いしているということでもありますから、本当に安心できる保険医療・福祉の中心であるこの国保制度を守るためにどうすればいいかということで、各委員からのご意見ををお願いを申し上げて、

これから始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進行させていただきます。

最初に会議録署名委員を選出いたします。選出については、会長である私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

●会長 それでは、ご異議ないということでございますので、私のほうから、河村委員と松村委員をお願いいたします。

それでは、早速ですね、議事に入ります。

(1) 平成 19 年度八戸市国民健康保険特別会計決算の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

●会長 はい、大坪次長。

●次長 それでは、資料の 1 をお願いいたします。

平成 19 年度の国民健康保険特別会計決算の概要についてご説明いたします。本日は、参考資料といたしまして、参考資料の 1、国民健康保険と特別会計の各科目の説明でございます。それから、参考資料の 2 といたしまして、国保財政の現状という、全国版の厚生労働省で作りました平成 19 年度の予算ベースの資料。そして、参考資料の 3 ということで、国保税の収納率の推移、この 3 つをお配りしております。参考にさせていただきながら聞いて頂きたいと思います。

それでは資料の 1 で進めてまいりたいと思います。

この表の見方でございますけれども、まず左側に歳入、右側に歳出を整理いたしております。歳入・歳出それぞれ、平成 19 年度決算、それと平成 18 年度の決算を、前年度の決算を対比した形で増減、伸率を示しています。

それではまず、左側の歳入のほうから説明してまいります。

1 の国民健康保険税でございますが、一般被保険者分、退職被保険者等分を合わせまして、76 億 2,660 万円で、対前年 0.8%の減となっております。この理由は、特に一般被保険者の分が減少しております、被保険者数の減少、それと 1 人あたりの課税所得の低迷、それぞれ被保険者の方々の所得の低迷といったことが主な要因として挙げられております。

ここで、本日お配りしております参考資料の 3、収納率の推移をちょっと説明したいと思います。19 年度は、合計で 70.31%となっております。対前年で 0.84 ポイント低下しておりますけれども、一般的に収納率を見る場合に指標といたしますのは、この表の中で現年課税分の一般分というもので、すぐ左上のほうに太線で囲んだ部分がございます。この現年課税分の一般分が、収納率がどうなっているかを見る上で指標となりますので、ご説明いたしますと、平成 19 年度は 87.15%ということで、前年度より 0.46 ポイントアップしている。収納にはかなり精力を注ぎ込んでおまして、多少ではありますけれども、収納率は向上しているということでありまして、いずれにいたしましても 80%台ということで、収納率の向上は、今後とも引き続き大きな課題であると思います。

また、資料の 1 のほうに戻っていただきまして、歳入の 2、使用料及び手数料、こちらは

国保税の督促手数料がその主なものとなっております、419 万円、対前年 1.1%の減となっております。

それから3つ目の国庫支出金であります、こちらは国庫負担金と国庫補助金、合わせて71億6,339万1,000円、対前年0.4%減となっております。

その中で、国庫負担金ですが、こちらは給付費、医療費ですね、それから拠出金、これは老人保健費に対する拠出でございます。それから介護納付金、介護を要する方々の負担する納付金、それぞれが34%、国から国庫負担金として市のほうでいただいているものでございます。それから共同事業負担金というのがありますが、こちらは1件80万円を超える高額医療費、これを対象といたしまして、県単位で費用調整をしております。その費用調整となっている共同事業にかかる経費の25%分、4分の1です、これを国から共同事業負担金という形でいただいている。

次に、こういった国庫負担金が多少減になっているわけですが、その減の要因でございますが、まず1つは、老人医療受給者の減少、いわゆる老人保健者数の減がまず1つ挙げられまして、歳出のほうをご覧くださいますと、3の老人保健拠出金とございます。その部分が3.6%ほど全体で減になっている。歳入としていただくお金が減ってきているということですが、それらの影響で全体7.4%と拠出金分が大きく減少している。そういうことで、国庫支出金の中の国庫負担金が減少している要因となっております。

それから、国庫補助金のほうですけれども、こちらは大きく3つに分かれております。1つは普通調整交付金、2つ目が特別調整交付金、そして後期高齢準備補助金、この3つになっておりますけれども。

まず普通調整交付金でございますが、市の財政でいうと、地方交付税というのがありますが、国保の場合におきましても市町村間の財政力の格差を是正するために、一定水準以下の市町村に対しまして交付される、こちらが普通調整交付金。

それから、特別調整交付金というのがございます。こちらは、普通調整交付金は、一般的な画一的な指標でもって市町村の財政格差を埋めるわけですが、それではとらえきれない部分を特別な事情ということに着目いたしまして、国から交付される交付金でございます。

それから、後期高齢準備補助金であります、こちらは今年度からスタートしております高齢者医療制度、その医療制度改革がございましたが、そういったものに対して、国からの補助金がございます。450万円の準備補助金と、それから70歳から74歳までの方が2割になるのが1割に凍結となりました。それに伴って、保険証を引き換えるという、郵送料等の費用がかかっております。それらに対する補助金も105万6,000千円ほどの中には含まれておりまして、しめてこの部分につきましては555万6,000千円ということで、皆増になってございます。

この中の普通調整交付金でございますけれども、対前年で1.2%減となっております。これは、先ほども申し上げているとおり、老人保健拠出金に係る調整対象需要額というのがありますが、その減が要因になっておりますが、その老人保健の拠出に係る部分の負担が減になっている関係で、その部分が普通調整交付金の減として影響を受けているということであり、

それから、特別調整交付金でございます。これは、八戸市国保の経営姿勢が問われました。その他特別事情の特別事情という「特々」と呼ばれているものでございます。その部分が4億5,000万円です。その中の大半が特別事情の特別事情という「特々」といわれる部分でございまして、毎年会長と市長がですね、八戸市の国保の事業の取り組み状況を説明しながら国に要望に行き、陳情している成果でもあるということでございます。こういった部分が特別調整交付金として4億5,000万円入りました。

続きまして、4の療養給付費等交付金でございます。こちら56億6,594万5,000円で、対前年2.3%の増となっておりますけれども、こちらは退職被保険者等の医療に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。職場保険に入っている方々が退職した後に払った医療費があって、その方々の分については、税金分はその方々からいただいているので、税金分を除いた以外の分、医療費に係る部分を元いた職場の保険のほうに支払基金を通して請求していただくというふうな性格のものでございます。

それから5、県支出金でありますけれども、こちらは3の国庫支出金のほうと対比されます。共同事業負担金といいますのは、先ほど言ったように80万を超えます高額な医療費に対する県の4分の1の負担金であります。それから調整交付金。共同事業負担金と合わせて10億3,674万3,000千円になっていて、対前年2.4%という減でございまして、調整交付金が対前年3.5%減っております。こちらは、県のほうで調整率という、交付を市のほうにする際の基準がございまして、平成19年度少し減りましたのは、特別調整交付金の中に加算項目に、診療報酬のレセプト点検というのがありますが、その効果が、平成19年度が前年度を下回ったということで、こちらで700万円ほど減になっていることによるものでございます。

次に、6の共同事業交付金でございます。こちらは、補助金のそれぞれ共同事業に対する補助金以外の部分で、県内の市町村がそれぞれ出し合っている中で運営している、その分の市がいただく分でございます。高額医療費共同事業交付金とありますけれども、こちらは前から出ております1件80万円を超える医療費、高額医療費に対する国、県の調整部分。そして、2つ目の保険財政共同安定化事業交付金、こちらは国、県の補助はない部分で、県内の市町村が費用を出し合って費用調整している。合計で28億1,337万3,000円、対前年で78.9%の増となっております。この大きく増えている理由は、前年度18年度は、10月から2つ目の保険財政共同安定化事業がスタートした関係で、前年度は半年分しか計上されていないことによるものでございます。

次に、7の繰入金でございます。まず地方交付税で措置されます事務費、さらには出産育児一時金、それから財政安定化支援事業、こういった事務費等の繰入がまず1つございます。それから、2つ目といたしましては、一般被保険者の方々で低所得なの方々に対しては、7割、5割、2割という国保税の軽減がございまして、これについては、一般会計から繰入するようなルールになってございまして、その分を入れたもの。さらには、保険者支援分ということで、税弱な保険者の財政に対して、国から一定の補助措置があります。その分を加味した部分で、保険基盤安定費分ということで、この2つをもって毎年、一定の基準にしたがって繰入をしています。その額は一般会計から繰入したもので、19億2,450万7,000円で、対前年0.5%

増でございます。

次に、8の繰越金でございます。こちらは、前年度からの繰越ということで、平成19年度は6億1,492万6,000円、対前年比皆増となっております。

最後に、9の諸収入でございますが、8,644万3,000円で対前年34.8%の減となっております。減となった理由は、諸収入ということで、国保の延滞金、交通事故等の第三者行為医療費の納付金、つまり、医療費が発生した場合には、第三者、保険会社、損保会社さんが多いんですけれども、そちらのほうに請求いたします、保険給付となりません、その分の納付金。さらには、国保資格がなかったにもかかわらず、保険証を使って保険給付した場合、後日判明した場合にはその分をカットさせていただきます。そういった返納金。そういったものがこの中にございまして。ここの部分については年度ごとに多少の増減がございますが、減の大きな部分。全体的な予算総額からいたしますと小さい部分になりますが、そういった諸収入を計上している部分でございます。

なお、括弧書きで財産収入というところがありますけれども、これは平成18年度には国民健康保険金庫という制度がございます、そちらへの出資金返納金が前年度は計上されておりましたけれども、平成19年度はなかったということによって皆減となるものでございます。

以上で、歳入の合計が269億3,611万8,000円、対前年7.2%の増となっております。

次に、歳出のほうについてご説明いたします。

まず、1の総務費でありますけれども、3億4,326万7,000円で、対前年15.0%の増となっております。こちらは、職員15名分の人件費、それから物件費等が主なものでございますけれども、平成19年度少し増え幅が大きい理由は、先ほども補助金のところに出てきておりますけれども、医療制度改正に伴う税総合オンラインシステム改修委託というのが発生しております。その分が577万5,000円ほど純増というようなことで影響しております、この分の伸び率が高くなっているという状況でございます。また、この運営協議会の経費につきましても、この中で経理をいたしております。

次に、2の保険給付費でございます。いわゆる医療費にあたる部分でございますけれども、一般被保険者分、さらには退職被保険者等分の療養給付費と、それから審査支払手数料。県の国保連に対しまして拠出している部分でございます。それと出産育児一時金、子どもさんが生まれますと35万円支給しております。さらには葬祭費ということで、お亡くなりになりますと3万円の葬祭費を支給いたしております。それらの合計で176億2,649万円、対前年6.7%の増ということで。

やはり医療費の増が影響していることから増え幅が大きくなっているということでもあります。いわゆる医療費に対する給付費ベースで見ますと、一般の被保険者では4.1%増えております。それから退職の被保険者、2つ目の項目ですね、そちらのほうでは11.4%の増となっております。医療費の総額ベースで見えていきますと、八戸市の国保医療費は、老人の分も含めると、老人は老人特会のほうで運営しておりますが、そちらのほうの費用も含めると、約376億6,700万円ほどとなっております。対前年でこちらは4.6%伸びています。1人あたり医療費が、いろいろ全国的にも伸びているといわれていますが、八戸の場合ですと、

国保で見ますと 39 万 3,000 円ぐらいになります。1 人ですね。こちら対前年、1 人あたりで見ていくと被保険者が減っている中で増えてきており、6.4%ぐらい増えております。

全国の国保と同じですが、当市の国保におきましても、高齢化の進展、さらには国保の場合には高齢者率が高いという構造的な問題も抱えております。一方では医療が高度化しております、そういったことによって医療費の増も、のしかかってきています。引き続き、医療費の増大に対する対策が大きな課題といえるかと思えます。

それから、3の老人保健拠出金でございます。こちらは、老人医療費と事務費の支払基金に対する拠出金でございます、40 億 9,875 万 8,000 円、対前年で 3.6%の減ということになっております。こちらの減の理由は先ほども言ったように、老人医療受給者が減少していることが主なものであります。これは、老人の方々の人口が減っているという意味ではなくて、実は平成 14 年、皆さんご承知のとおり老人医療制度が変更になりました。その時 70 歳以上の方が一気に老人保健制度のほうに移行してしまいまして、その後ただ減るだけという状況が平成 19 年の 10 月まで続きまして、そういったことが影響して、要するに制度の対象者が減ってきているということでございます。その影響によって、総額的には老人医療費が減ってきているという状況を示しております。

次に、4の介護納付金であります。こちらは、介護保険の第 2 号被保険者の方々の国保税分の支払基金に対する納付金であります。15 億 8,507 万 9,000 円、対前年 2.6%の増となっております。こちらは、介護保険のほうの給付費の伸びに対応した形で、医療保険者である国保のほうには毎年請求されることになって、2.6%ぐらい増えてきてるという状況でございます。

続きまして、共同事業拠出金でございます。こちらは、先ほどから出てきております高額医療費に対する県内の費用と調整する事業、それに対するこちら拠出金でございます。2つの事業がありまして、80 万超えの高額医療費共同事業というのと、30 万を超えた部分の保険財政共同安定化事業。こちらに対する拠出金でございます、26 億 5,655 万 7,000 円、対前年 83.0%、そういう状況になっております。

次に、6の保健事業費であります、6,395 万 4,000 円、対前年で 1.4%の増。この主なものといたしますと、私どもの課のほうに訪問指導する看護師が 2 名、それから栄養士が 1 名おりますが、その 3 名の人件費と物件費。それから国保の人間ドック、健診センターへの委託料。それから健康カレンダーを作っております、作成経費。それから被保険者の方々に年 6 回医療費通知を送っておりますが、その県国保連に対する委託料。さらには健康まつりの開催経費。そして市民保養所「洗心荘」、焼山にございますがこちらの利用に対する助成経費。こういったものがこの保健事業費の中で見ている部分でございます。

次に 7、諸支出金。平成 19 年度は 2 億 2,744 万 2,000 円で、対前年で大幅な増となっております。こちらは国保税の過誤納還付金ということで、資格がなかった方から徴収した税の還付分。それと大きいのは前年度の国庫負担金の確定に伴います、確定と精算に伴います国への返還金でございます。平成 19 年度はこの返還金が多くて、対前年で大きな伸びを示しているものでございます。国保の国庫負担金のルールは、翌年度精算というルールでもって運営している関係で、どうしてもこの部分が年度年度で変わってくるものでございます。

次に、8の予備費はゼロでございます。

括弧書きのところに繰上充用金というのがありますが、平成18年度はありましたが、平成17年度は赤字であったので、繰上充用という形で処理しましたが、平成18年度は黒字でございましたので、こちらは平成19年度の決算といたしましては出てきてございません。

以上で、歳出のほうは266億154万7,000円、対前年で8.5%の増となっております、差し引き3億3,457万1,000円、この分が黒字となりましたので、20年度、今年度に繰越となるものでございます。

主な平成19年度決算は、このように、結果といたしまして3億3,400万円ほどの黒字とはなってございますけれども、歳入の左側の欄の8の繰越金が6億1,492万6,000円あったことを踏まえますと、単年で見ますと、約2億8,000万円ほど赤字でございます。そういう状況でございますので、国保税が伸び悩んでいる中、医療費が増え続けている、そういった中では引き続き非常に厳しい状況にあるということがいえるかと思えます。

簡単ではございますが、以上で「平成19年度決算の概要」の説明を終わらせていただきます。

●会長 ただいま、決算の概要について説明がありました。委員の皆さん、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」という者あり。)

●会長 では、概要の説明を終了いたしたいと思えます。

それでは2つ目ですけれども、ジェネリック医薬品利用促進策について事務局から説明をお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

●会長 長久保管理給付グループリーダー。

●事務局 それでは失礼して座ったままご説明させていただきます。

資料の2をご覧くださいと思います。

ジェネリック医薬品の利用促進策についてご説明いたします。

まず、平成20年度診療報酬改定についてでございますが、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品といわれるものでございますが、後発医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れた後に、成分や規格等が同じであるとして承認された医薬品のことで、開発費用が安く抑えられることから、価格が安く設定されています。

平成20年度から、後発医薬品の使用を促進するため、医師が発行する処方せんの様式が見直され、従来は、医師が「後発医薬品への変更可」と判断したときに署名する様式になっていたものが、今年の4月からは、「後発医薬品への変更が不可の場合」のみ署名することになりました。

ここで、参考資料4をご覧くださいと思います。

こちらが、今年4月からの新たな処方せんの様式でございます。右下のところに太字で記載している部分でございますが、後発医薬品への変更が全て不可の場合、以下に署名または記名・押印、保険医署名ということで、変更が不可の場合に署名する様式になったものでござ

ございます。

資料に戻りまして、今年、それに合わせまして4月から保険医療機関及び保険医療療養担当規則、及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則が一部改正になりましたので、一部分抜粋を参考までに資料に掲載いたしました。

これに対する当市の対応でございますが、後発医薬品の使用促進は、医療費の抑制に有効な手段であるため、市ホームページへの掲載、国保だよりへの掲載、厚生労働省が作成したポスターの掲示、来月発行になる予定ですけれども広報はちのへ 11月号への掲載などの方法により、広報に努めております。

その中で、本日国保だよりというパンフレットを配布してございますが、こちらは7月に国保税の納税通知書を発送する際に同封しているものでございます。主なものは国保税の計算の方法を記載したものですけれども。その中で5ページの一番下の欄、「4月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）が利用しやすくなりました」というところでございます。

以上で説明を終わります。

●会長 　ただ今説明を受けましたが、委員の皆様からご質問、ご意見等承りたいと思えます。皆様、何かございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

●会長 　はい、委員どうぞ。

●委員 　実は、家族が病気になりまして、薬局で薬をいただくことになりました。ジェネリック対応だということも頭では知っていましたが、お医者様から処方されたものを薬局へ持っていったときに、ジェネリックではなかったものもありました。別にお医者様を悪く言うつもりはありませんが、このジェネリックの医薬品で対応できるものは、お医者様がくださるときに処方せんを書いてくださると非常にありがたいです。たまたま気づきましたので、これはジェネリックで対応のものがありませんかと言って言ったら、ありました。薬局に。そういふことで、よくこの制度が分かってないこともあるかもしれませんが、対応できるものはジェネリックでお医者様のほうから書いていただければありがたいのですが。意味が分かりますでしょうか。どういうものなのでしょう、よく分からないので質問いたしました。

●会長 　部長も次長も答えるには・・・。

先生方から、参考意見で教えてもらったほうがいいのではないのでしょうか。いかがですか。参考意見として。部長・次長からは答えられないと思うので。

●委員 　結論としては、私たち処方せんを発行する側とすれば、資料中に規則の改正について書いてありますように、療養担当規則では「投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない」とあります。これにあるように、いわゆる努力規定ということにはなっています。それでこのような処方せんの改正があつて。従つて、ここにサインがない限りは、実はこちらに書かれた薬の、いわゆる先発品でいくかジェネリックでいくかというのは、薬局さんの判断に委ねられているというのが実態だと思います。しかも、先発品というのは当然1つしかないのですが、それに対するジェネリックっていうのは、お薬の種類によつてですが、何十種類も出ているのがあります。それを全て網羅することは実は不可能です。その分の資料は、薬局さんのほうにあるはずなので、基本的にはそういう

対応がなされるのだらうと思います。

それからもう1つ、これはいわゆる適応症という問題があって、この病気にはこのお薬が使えますよ、というのがあります。これが、一部ですけれども、先発品ではこの病気に使えるけれども、ジェネリックはこの病気に使えないというのがあります。分かりますか。

例えば、ちょっと特殊な例になりますが、ある血圧のお薬がありますが、これは血圧には効くのですが、もう1つ糖尿病の合併症といわれる腎臓のほうにも適用が通っている。要するに、血圧と腎臓に効くお薬というのが先発品にあります。今年の7月にこの薬のジェネリックが出ました。ところが、これには高血圧しか効かないという厚労省の付箋がついていますので、糖尿病の治療の目的でもし出されている先生がいれば、それを薬局さんでこれもジェネリックがあるからジェネリックにするとなると、今度、適用が違う薬が出てくる可能性があるんですね。その打ち合わせ事項等は、厚労省はそれぞれの医療機関なり保険薬局なりに出しているのですが、現場ではすり合わせができてないというのも、実態としてはあるのだらうと思います。

それから3つ目は、そのジェネリックに対しての医療側の、医者側の信頼度というのが、実はあまり高くない。安ければいいというものではないということなんです。要は、全く同じものではないのですよ。効果とか効能が同じ、成分、規格が同じっていうことはそうですが、その薬を作るために、いろんなものを配合して製剤にするわけですが、その配合されるものが、先発品と全く同じではないのです。従って、そういった配合によるもので、体に合わない、いわゆる副作用が出るのも実際にはあります。それでまた元の薬に戻した患者さんもいます。そういうこともあります。

それから、ジェネリックのお薬についての情報が少ないのです。これは、ジェネリックのメーカーさんがあまり持ってない。要するに先発品のコピーですから。先発品はいろいろ研究等をおこない、膨大な開発費がかかっているのです。しかし、その分細かい情報が私たちには提供されます。ジェネリックの場合はそこまでお金をかけてないので、情報量として、僕らが信頼できるだけの情報を提供してもらえないという実態もある。

それから、ジェネリックの会社は何社もあるものですから、その会社が、常に製剤を供給できるだけの体力がある会社かどうかというのがありますし。そういうことで少しくどくなりましたが、一概にこの4月に制度がこうなったからといって、すぐにそうですかというわけには、残念ながら現場ではなかなかいかないのだらうと思います。

●会長 参考まで、ありがとうございました。本来は部長・次長が答えるのですが、専門的なことでしょうし、委員も専門的なお話をお聞きしたかったのしょうから、先生のほうから答えていただきました。よろしいですか。

他にございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

●会長 委員どうぞ。

●委員 先生の補足です。ジェネリックは8割方同等であれば生物学的同等といわれていまして、実際使用しても、先生がおっしゃったように効き目がなく、あとは副作用がちょっとある。厚労省としては、同じものだから変えていいのだということでこの利用推進策を取ら

れていると思うのですが、実際使ってみると、効き目が違ったり副作用が出たりするという事例はあります。ある程度先生のお許しを、ハンコがないというか、得られているものは、薬局で選ぶ。まあ権利とは言いませんが、あります。実際ジェネリックも、幅がすごく、値段が、医療費削減のための政策とすると、例えば1カ月分で3千円とか違うものもあり、少し大きさに言うとほとんど値段が同じものもあります。ですから、実用的でないジェネリックの変更は、先生がせっかく選んだ薬をわざわざ変える必要がないという理由もありますし、あとは先生がおっしゃったようにジェネリックも値段が違います。安いのもであっても、よく宣伝しているメーカーは有名で、ある程度は供給もできるのですが、どこに工場があるか分からないとか、返品とか回収もありますので、そこは先生のほうと相談しています。もちろん私たちも変えた場合には先生に報告しまして。先生のほうが変えてほしくないやつはそのまま来ますし。ネットのほうでも、例えばドクターが変えてもよいとかあまり変えてほしくないというのは、だいたいデータとしてだんだん構築されてきていますので、それを参考にして薬局のほうで働きかけていると思います。もちろん、患者さんもいろんなポスターを配られているのを見まして、ジェネリックにしてほしいという希望が多々あります。そういった場合には、そのものによって患者さんにこちらは説明していますし。ですから、先生がおっしゃったように一概には。もちろん、医療費削減にはジェネリックが大事だということとはとてもよく分かりますが。だんだんジェネリックメーカーも淘汰されてきて、もっと使用しやすい体制になるのではないかと思います。

●会長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(一同頷く。)

●なければ、ただいまの促進策ですね、この報告を了解し、利用促進を図っていただくようにしたいと思います。

それでは、次に(3)番、制度改正について事務局から説明をお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

●会長 鈴木国保税グループリーダー。

●事務局 それでは、制度改正についてのイ、国民健康保険についてご説明いたします。

まず、①保険証のカード化についてご説明いたします。本年の10月から、国民健康保険の保険証がカード様式に変更されます。交付単位は1人1枚です。有効期間は平成20年10月1日から平成21年9月30日までの1年間です。交付方法ですけれども、平成20年9月中旬に、原則として世帯ごとにまとめて郵送いたしました。既に、通常の保険証は、今月の16日に一斉に発送したところがございます。材質等でございますが、保険証の材質は紙ですけれども、上質紙、裏面フィルム貼り、コピーガード付となっております。色は水色となっております。その他として、保険証の仕様は、青森県内同一の仕様となっております。

次に、②国保税の特別徴収についてご説明いたします。国保税の納付方法は、従来金融機関の窓口での納付、または口座振替でお支払していただいております。これを普通徴収といいますけれども、これから申し上げる世帯要件全てに該当する世帯につきましては、世帯主の年金から国保税を徴収することになりました。これを特別徴収といいます。

実施時期ですが、平成 20 年 10 月からとなります。徴収方法ですが、年 6 回、偶数月の年金支給日となります。原則は毎月 15 日となります。今年度に限りましては、開始が 10 月からですので、特別徴収は、10 月、12 月、2 月の 3 回となります。世帯要件ですが、次の全てに該当する場合に特別徴収となります。まず、世帯主が国保に加入している世帯。それから、国保に加入している方全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯。世帯主の年金が年額 18 万円以上の世帯。介護保険料と国保税の合計額が、年金額の 2 分の 1 を超えない世帯が、特別徴収の対象となります。

当市の特別徴収対象世帯数ですが、平成 20 年 7 月の当初賦課時点で、6,936 世帯でございました。これは、20 年 4 月末時点の国保 42,155 世帯の 16.5%にあたっております。

次に、③国保税の特別徴収からの口座振替への変更についてご説明いたします。国保税の特別徴収については、ただいま②でご説明いたしましたが、年金からの引き去りが原則となりましたが、平成 20 年 6 月 12 日の国の見直し方針「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減策について」に基づきまして、国保税の特別徴収について、これから申し上げる要件に該当する場合は、申し出によりまして口座振替に変更することができるということになったものであります。その要件ですが、国保税を原則過去 2 年間滞納なく確実に納付している方が、口座振替により納付する場合です。

申し出の期間ですが、国からの通知を受けまして、平成 20 年 7 月 14 日から受付を開始いたしました。原則として、変更を希望する年金支給月の 3 カ月前の末日が申し出の期限となります。ただし、10 月からの年金の引き去りを止めるのには時間がありませんでしたので、10 月の特別徴収の停止の申し出は 8 月 15 日までとしまして受け付けました。12 月分からは、例にありますように 3 カ月前の末日というのを申し出の期限としております。

申し出の状況ですけれども、8 月末現在で、821 世帯が特別徴収から口座振替への変更を申し出ております。これは、特別徴収対象世帯の約 11.8%にあたる数値でございます。

次に周知方法ですが、対象世帯への通知、これは特別徴収となる対象の全世帯にハガキを送りご案内したものでございます。その他、広報はちのへ 8 月号への掲載、チラシの窓口や公民館への備え付け、ホームページ等への掲載等で周知を図ったところでございます。

最後に留意点ですが、特別徴収を口座振替に変更するかどうかにより、世帯における所得税及び個人住民税の社会保険料控除に違いがありまして、それぞれの負担額に影響する場合があります。口座振替により納付した場合は、その口座の名義人に社会保険料控除が適用されます。特別徴収により年金から納付した場合は、その年金受給者に社会保険料控除が適用されます。

以上で、「国民健康保険の制度改正について」の説明を終わります。

●会長 ただいまの説明に対し、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。いかがでしょう、よろしいですか。

(一同頷く)

●会長 はい、それではこの件は終了させていただきます。

次に(2)の「後期高齢者医療制度の制度改正について」事務局から説明をお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

●会長 工藤グループリーダー。

●事務局 私のほうからは後期高齢者医療制度の制度改正についてご説明させていただきます。

4月から制度が施行されました後期高齢者医療制度でございますが、年度途中ではございますが、平成20年6月12日に、先ほど鈴木が申し上げておりました国の見直し方針「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」というのがございます。これは、資料をお作りしてございますが、参考資料の5でございます。後ろから2番目の資料になると思います。両面印刷でございますが、政府与党の合意によりまして決定した事項でございますが、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてですが、高齢者医療制度、国保と後期高齢者医療制度、主に後期高齢者医療制度のことを指してございますが。これの中ほどでございます、1. 保険料の軽減対策の中でですね、7割軽減世帯という所得の低い方の世帯に対して、軽減割合を拡大しようというものが出されております。これは(1)(2)(3)と続いていきますけども、この内容に関しましては、平成21年度から実施することというようになっておりましたが。この(4)は、平成21年も実施しますが、今年度は経過的な軽減対策を講ずるとございます。これに基づいて今年度は、年度途中ではありますが特別対策として軽減が行われております。

資料3-2に戻らせていただきます。その中身の説明を今からさせていただきますと思います。

①です。低所得者の保険料の軽減拡大についてでございます。6月12日の、国のこの見直しの方針に基づきまして、青森県の広域連合、後期高齢者医療の保険者であります広域連合のほうで、条例の一部改正を7月31日に行っております。内容といたしましては、これは平成20年度だけの対策でございますが、7割軽減世帯の被保険者を対象といたしまして、7割だった均等割額の軽減を一律8.5割に拡大するというふうにしてございます。参考で明朝体で書いてございますけども、均等割額は40,514円という設定がされておりますが、この7割軽減額となりますと12,154円、これを8.5割軽減相当額であります6千円とするというふうに改正が行われました。

さらに、所得割額でございますが、本来であれば所得割額のところは、賦課のもととなる所得金額、総所得金額から基礎控除である33万円を引いた額でございますが、こちらに所得割額の率であります7.41%をかけた額としておりましたが。総所得金額からの基礎控除を引いた額が58万円以下の方に限りませんが、その方々の所得割額を一律50%軽減するというふうなものでございます。参考例が書いてございます。年金収入が168万円の場合の計算でございますが、168万円から年金の控除というのがございまして120万円を引き、さらに基礎控除である33万円を引いた額に7.41%をかけた額が11,115円ということにこれまでなっておりましたが、これを半分にするということで5,557円になっております。211万円の場合は、同様に計算した場合、42,978円が21,489円になるというように、一律半額になっているというものでございます。

この7割軽減を行うにあたり、もともと特別徴収ということで4月から保険料を徴収してございました。4月から始まっております。4月、6月、8月というふうに7割軽減の方も、

全ての旧国保だった方については4月から保険料を特別徴収で年金から徴収させていただいておりましたけども。10月以降、保険料をその年金から徴収しないというように方策が出ている関係上、どうしても7割軽減から8.5割に拡大する。それから所得割で50%の軽減があるといった場合に、どうしても端数が出てまいります。100円から500円までの端数が出てくる方については、それを免除、差額を免除するということによって、10月以降の特別徴収の金額をゼロにするというふうな方策を行っております。それが、7割軽減対象者にかかる差額の免除の概要でございます。

また、この軽減により、費用がまた発生いたしますが、これについては国が全額特別調整交付金より広域連合に出すということで負担するということになってございます。

また、この軽減対象者数と影響額についてはこの表のとおりでございますが、八戸市分については7割軽減から8.5割の軽減になる方が8,337人、八戸市の被保険者でいますと約35%、それから所得割の50%軽減になる方が2,133人、約9%の方々になります。両方適用になる方が、全体で、八戸市分で368人ほどですので、トータルで今回の軽減拡大策の対象になるという方は10,102人になっております。これに対して減額、軽減になる分としては、約7300万円でございます。この軽減については、八戸市では8月26日付で、対象となる方に通知いたしております。

では、資料の裏にまいります。

先ほど申し上げた国の対策の中に、もう1つ先ほど国保のほうで鈴木が申し上げておりましたとおり、特別徴収から口座振替への変更を、後期高齢者医療制度でも同様に行っております。ただし、こちらは要件が2点ございます。まず第1点は、後期高齢者医療制度に入る前に国保であった方が、原則過去2年間滞納なく確実に納付している方、本人の方ですけども、口座振替で保険料を納付していただく場合。それからもう1つ、年金収入が年180万円未満の方が、世帯主または配偶者の口座振替により保険料を納付する場合。このどちらかに該当する場合に、口座振替に変更できるというものでございます。

これも、国保と同様に申し出期間は7月14日から以降随時、現在もまた受け付けしております。ただし、特別徴収を止めて口座振替に変更するためには、約3カ月時間を要します。年金保険者に、特別徴収する依頼をかける関係上、3カ月程度かかるものでございます。

8月末現在の状況でございますけども、104名の方が申し出をいただいております。後期高齢者医療制度であれば23,737人、これは6月19日現在の被保険者でございますけども、特別徴収の対象者20,624人に対して104名の方が申し出をいただいております。

周知の方法に関しては、7月初めに保険料の通知をした際にチラシを同封している他、広報はちのへの8月号に掲載、それからチラシの窓口・公民館の備え付け、それから市のホームページに掲載する。ほぼ国保と同様に通知をさせていただいております。

留意点については、社会保険料控除、こちらがやはり国保と同様口座振替の場合と特別徴収から年金から納付された場合において、控除される方に違いが出てきます。所得税と個人住民税の負担の額に影響が出るという可能性がございますので、こちら合わせて通知の際にチラシで説明を入れさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

(一同頷く)

●会長 はい、それではこれで了解、説明を終了させていただきます。

次にですね、(4)番、第55回国民健康保険東北大会について、事務局から説明をお願いします。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

●会長 宗石主査。

●事務局 4番の第55回国民健康保険東北大会について、私のほうから説明させていただきますと思います。

以前にも、文書のほうでご案内させていただいておりましたが、大会日時のほうですが、平成20年10月8日水曜日午後1時30分から3時30分です。会場ですが、青森市文化会館です。3の参加者ですが、国保運営協議会の会長をはじめ委員の方10名、合わせて11名の方に出席されるという回答をいただいております。それから市民生活部国保年金課、そして市民生活部長のほう合わせまして10名予定しております。4番の行程ですが、市庁前より、八戸市の管財契約課の所有するマイクロバスを使用します。午前9時50分に国保年金課に集合していただきまして、午前10時市庁出発。その間車内で昼食を取っていただきまして、午後1時30分に会場入りします。そして、午後3時30分まで会議のほう出席していただきます。その後、午後3時30分会場出発しまして、こちら八戸市庁に着くのは午後5時30分の予定でございます。5番の日当ですけれども、1,100円。当日支給いたしますので、印鑑をお持ちいただくようお願いいたします。6、お弁当ですけれども、車内での昼食になります。こちらのほうでまとめて注文させていただきますので、必要のない方はお知らせください。飲み物込みで、当日600円を徴収させていただきます。

資料4の下のほうに、参考といたしまして、こちら八戸市から提出している議題のほうを掲載しておりますので、ご覧くださいませ。

以上で、私のほうから説明を終わらせていただきます。

●会長 ただいまの説明に対し、何かご質問等ございますでしょうか。

出席ということで申し込んでおられる皆様、それから欠席だったけれど出席しそうだという方は、宗石さんのほうに帰りがけに連絡していただきたいと思います。

これは、じゃあ終わりたいと思います。

それでは、次に事務局からその他で。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

●会長 大坪次長。

●事務局 その他ということで、私のほうから3つばかりご案内、ご説明いたします。

まず1つ目は、チラシを参考にお配りしておりましたが、健康まつりが来週の日曜日、今度の週末開催されます。八戸市公会堂を会場といたしまして、10時から16時まで。メイン会場となります公会堂の大ホールのほうでは、会長出席いただいて、市長のほうから今回の国保のほうの健康優良世帯の表彰、55世帯ほど、2人以上の世帯で1年間お医者さんにかからなかった方々です、55名いらっしゃいまして、その方々の代表の方に市長から表彰状と記

念品をお贈りさせていただきます。あとは、歯科医師会さんのよい歯のコンクールの表彰もあります。さらに、健康まつりと従来称しておりまして、私どもだけが単独で実施していましたが、今回、今年度からは環境展を共同で開催ということで、健康まつり&環境展になっております。その関係で、エコ大賞の表彰、それから子どもたちと市長とのエコトークという催しも予定しております。そのほか、医師会さんのほうで、午後は講演会、フォーラムですね、毎年恒例の。今回は認知症の権威の先生がおいでになるようですけれども、お話をいただくという大きなイベント、催しがございます。

当日は、文化ホールまわりの会場、大ホールまわりのあたりでは、それぞれの健康関連の団体さんの展示ブース等が、35ブースほど用意されていますので、お時間のある委員の皆様方は、ぜひご覧いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

それから、続きまして、参考資料の6というものをお配りしております。平成20年度「国保税収納率向上キャンペーン」の実施ということで、これは毎年ですね、国保の制度のPRと収納率の向上の働きかけ、さらには社会保険事務所さんのほうから協賛していただきまして、年金のほうのPRを含めた街頭キャンペーンを実施しております。この秋口に毎年開催しておりますけれども、今年は10月の21日の火曜日、3時半からになりました。場所は、十三日町の三春屋の前で開催いたします。市長、坂本会長を筆頭に国保のPRをしたいと思っております。まあ、そういうようなことを今年も実施するという、こちらはお知らせでございます。

それから、最後に、今回今年度の第2回目ということで開催させていただきましたが、今後の予定でございますけれども、第3回目を、まだ日程時はまだ決めておらないのですが、11月には開催しなければならない状況でございます。というのは、出産育児一時金35万円、子どもさんお生まれになると支給しておりますが、産科医療の補償制度というやつが来年の1月1日からスタートいたします。お医者さんの判断によるのですが、3万円ほどの掛け金でもってですね、お生まれになった赤ちゃんになんかあったときの補償制度を立ち上げるというもので。その分を出産育児一時金3万円上乗せしなきゃならない状況になっております。35万円を38万円に改正するという条例改正が出てまいりますので、12月議会に条例改正あげる予定でございますので、11月中には、その審議を会長、皆様方のお時間をいただいて開催したいと思っておりますので。またその件については追ってご案内したいと思っております。

それから、被保険者代表の委員の皆様方に限ってでございますが、11月頃をめどに今年度の先進地視察を実施する予定でございます。東京で1泊2日ということで予定しておりますが、こちらまた国保中央会のほうを視察訪問する予定で、勉強する予定で、会長にもお願ひして中央会と連絡を取っている最中でございます。10月の8日、先ほどご案内いたしました国保の東北大会、このときに中央会の方がお見えになりますので、そのあたりで最終の日程調整をいたしまして、11月の都合のよい平日1泊2日東京というような行程でおいでいただくということになると思っておりますけれども。そのへんはまた決まり次第取り急ぎご案内したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

●会長 ただいま、その他で4つほど報告がありました。これはそのとおりだと思いますの

で、質疑はないと思います。

では、これで終わりたいと思います。皆様ご苦勞様でございました。

●司会 以上で、第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。